410443 河行　誠人
410445 宮地　聡
410447 中江　英志
410449 江崎　巌
410451 金本　淳
410453 丹羽　真治
410455 小林　昇
410457 門奈　一德
410459 寺田　育弘
410461 大崎　忠昭
410463 安藤　大樹
410465 服部　伸一
410467 上尾田哲也
410469 渕上　亮太
410471 横田　竜男
410473 小泉　学
410475 三好　康司
410477 伊藤　文一
410479 細川　資成
410481 飯泉　利明
410483 村石　昭人
410485 上原　昭一
410487 西尾　泰隆
410489 塚越　太郎
410491 山内　昭廣
410493 小山　貫之
410495 小田雄一郎
410497 後藤貴久生
410499 隅田　直希
410501 杉田　馨
410503 立花　弘光
410505 宮下　格
410507 村越　誠也
410509 阿佐　浩
410511 相良　知昭
410513 浅野　寛之
410515 原田　信

410444 大山　昇
410446 原　義行
410448 深澤　明行
410450 小川　貴義
410452 川崎　晃生
410454 羽山　裕祥
410456 田崎　香里
410458 篠崎　聡
410460 中村　利幸
410462 本間　裕
410464 岩間加奈子
410466 高尾　秀彦
410468 西　政幸
410470 湯川　泰宏
410472 伊藤由美子
410474 二見　達哉
410476 村岡　高明
410478 内田　洋文
410480 吉松　千洋
410482 藤家　勉
410484 新江　明
410486 片山　大毅
410488 小林　美浩
410490 生地　智
410492 木内　清人
410494 佐藤　隆
410496 関口　功
410498 鈴木　学
410500 本堂　聡
410502 永元　隆雄
410504 谷岡　直大
410506 堀子　智明
410508 吉森　元彦
410510 浅沼　努
410512 宮下　直樹
410514 加藤　宏
410516 木内　正幸

410517 伊藤　武史
410519 須鑓　孝彦
410521 谷　和彦
410523 鈴村　竜広
410525 山浦　和也
410527 小林　雄
410529 大久保武利
410531 松山　晋一
410533 谷口　泰明
410535 片野　敏
410537 久留島雄一
410539 藤本　宜朗
410541 長尾　祐介
410543 川田　利郎
410545 玉田　賢治
410547 三木　健寛
410549 徳山　真樹
410551 木浦　洋温
410553 村田　登
410555 前里　宗男
410557 平尾　聡
410559 谷　雄太
410561 浦山　智史
410563 柏木　俊之

410518 酒井　辰則
410520 田中　茂徳
410522 日坂　佳世
410524 宮崎　英倫
410526 山浦　常宏
410528 松坂　京
410530 永島　康介
410532 伊藤　秀樹
410534 藤井　和則
410536 藤原　達郎
410538 角田　望
410540 岡本　卓馬
410542 白井　正二
410544 平山　勝記
410546 佐倉　昌広
410548 大塚　潤
410550 寺澤　直樹
410552 絹川　輝和
410554 中村　正謙
410556 藤田　学博
410558 美宅　隆介
410560 髙木真紀子
410562 久保川　俊

○国土交通省告示第千百八十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十六日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道	春日井市勝川町四丁目二八〇番から同市勝川町一〇丁目一〇九番まで	平成二十四年十月二十九日七時

○経済産業省告示第二百四十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十四年十月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
103029	木村　清文	203201	山本　武徳

○海上保安庁告示第二百三十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十月二十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度一一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度四分五六秒東経一四三度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度九分五七秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三四度七分三九秒東経一三九度二四分の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三四度一二分五八秒東経一三九度二一分七秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三四度八分六秒東経一三九度一六分一八秒の地点を中心とする半径〇・三海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十四年十一月十三日から平成二十四年十一月十九日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十二号（平成二十四年十月二十六日発行）

○防衛省告示第二百三十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十月二十六日

防衛大臣　森本　敏

期間　平成二十四年十一月十五日から同年十二月二十七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度〇九分一二秒
(イ)　北緯三二度〇九分一二秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三二度四八分一二秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一二秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一二秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度〇四分一二秒　東経一三三度〇七分五一秒
(キ)　北緯三二度二五分一二秒　東経一三三度〇七分五一秒
(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒